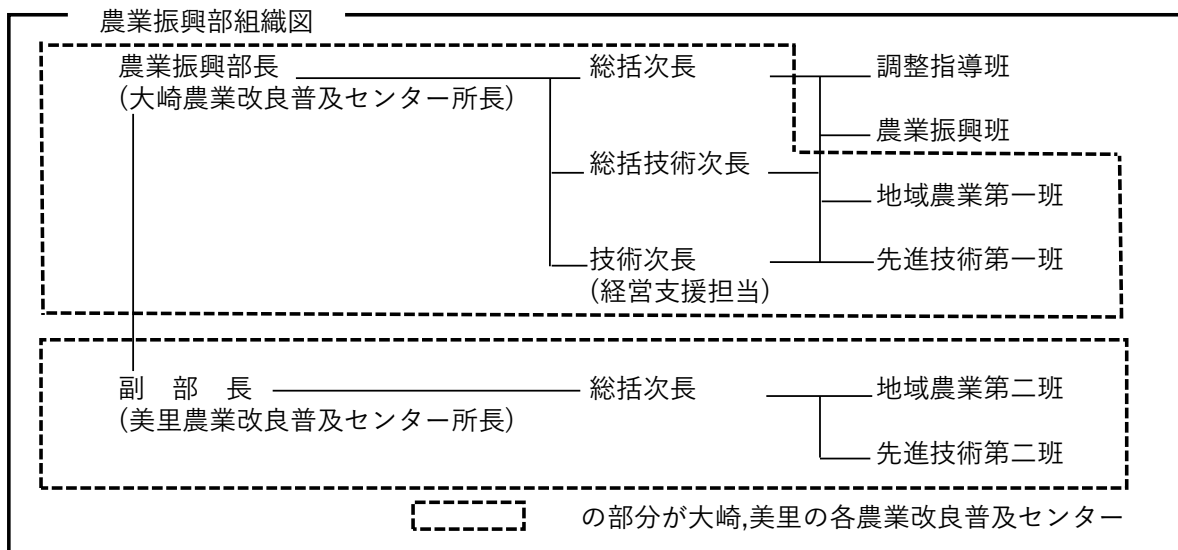


2 普及センターの組織体制

宮城県北部地方振興事務所の農業振興部に位置づけられている。



◎ 現地活動体制

- ・課題毎にチームを編成して普及指導活動を行う。
- ・課題解決に当たって2班の機能を十分に発揮・連携しながら効果的、効率的な活動を行う。

＜地域農業班＞
<p>地域農業の重点的な課題解決の支援に関する次の事務を分担</p> <p>■分掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○普及指導計画の策定及び実施に関すること ○地域の農業振興に係る計画の支援に関すること ○地域計画実現に向けた支援に関すること ○地域営農システム構築への支援に関すること ○農地集積・集約に関すること ○地域農業再生協議会等に関すること ○経営所得安定対策及びその関連対策に関すること ○農村振興に関すること（都市農村交流活動を含む） ○中山間地域の特色・魅力を活かした農業の発展に向けた支援に関すること ○農作物の野生鳥獣被害対策に関すること ○宮城県農業経営・就農支援センターに関すること ○地域農業を担う組織育成に関すること ○多様な担い手の確保・育成に関すること（農福連携を含む） ○青年農業者の育成に関すること ○女性農業者の育成に関すること ○青年農業士、指導農業士に関すること ○普及指導協力委員活動の調整に関すること ○普及活動検討会及び研究会に関すること ○表彰推薦に関すること ○農産物の展示会及び共進会に関すること ○他の班に属さない事務に関すること

＜先進技術班＞
<p>先進的農業を担う経営体の育成に関する次の事務を分担</p> <p>■分掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経営管理高度化の普及指導に関すること（経営） ○生産技術改善の普及指導に関すること（作物、野菜、果樹、花き、畜産） ○国際的に通用する農業生産工程管理（GAP）の普及指導に関すること ○スマートの推進に関すること ○みどりの食料システム戦略に関すること ○環境に配慮した、安全安心な農畜産物生産の普及指導に関すること ○農産物の流通及び利活用の普及指導に関すること（アグリビジネス・6次産業化の推進を含む） ○農業労働改善の普及指導に関すること ○主要農作物の種子生産に関すること ○農業普及情報の収集及び蓄積、伝達に関すること ○試験研究開発技術の普及に関すること ○土壌分析の運営・管理に関すること ○オープンラボラトリーの管理運営に関すること